

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
が休日には、  
たる日と當日)  
(の翌日)

職員が退職した場合の退職手当の支払方法について、一と同様の措置を講ずることとした。(第二条の二関係)

### 三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### 四 次

◇ 条例 知事等の退職手当に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(医務課)貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(医務課)

### 公布された条例のあらまし

◇ 知事等の退職手当に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 一 知事等の退職手当に関する条例の一部改正

知事等が退職した場合の退職手当の支払方法について、その支給を受けるべき者から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができるものとすることとした。(第二条の二関係)

#### 二 職員の退職手当に関する条例の一部改正

## 条 例

◇ 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の例

一 県内の施設で、病床のうち精神病床が八十パーセント以上を占める病院(現行精神病床のみを有する病院)についても、看護職員修学資金の返還に係る債務の免除の条件に該当する施設とすることとした。

二 この条例は、公布の日から施行し、平成二年一月一日以後に看護職員養成施設を卒業した者の看護職員修学資金の返還に係る債務の免除について適用することとした。

知事等の退職手当に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年三月五日

## 鳥取県条例第二号

知事等の退職手当に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

## 一部を改正する条例

## (知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の退職手当に関する条例（昭和三十七年十一月鳥取県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。

（退職手当の口座振替の方法による支払）

第二条の二 退職手当は、その支給を受けるべき者から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第

五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。

（退職手当の口座振替の方法による支払）

第二条の二 退職手当は、その支給を受けるべき者から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、平成二年一月一日以後に看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した者の看護職員修学資金の返還に係る債務の免除について適用し、同日前に当該看護職員養成施設を卒業した者の当該資金の返還に係る債務の免除については、なお従前の例による。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県条例第三号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第一号イ(1)中「精神病床のみを有するもの」を「病床のうち精神病床が八десят以上を占めるもの」に改める。

## 附 則